

A 7.000.9-5-

(假
譯)

俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ條約

外務省條約局

S 1.7.0.0-28

05

REEL No. A-1090

0020

アジア歴史資料センター

總目次

一、俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ條約	一頁
二、右條約ノ附屬書	四三
三、右條約ヘノ批准書寄託國、加入國及適用地域	五〇
四、右條約(含他ノ條約)作成ノ爲招集セラレタル外交會議ノ最終議定書(千九百二十九年七月二十七日)	五一

S 1.7.0.0-28

06

俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ條約

一九二九年(昭和四年)七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ署名

目次

第一編 總則(第一條乃至第四條)	四頁	(第十六條及第十七條)	一二頁
第二編 捕獲(第五條及第六條)	六	第五章 俘虜收容所内ノ規律(第十八條乃至第二十條)	一二
第三編 拘束	七	第六章 將校及之ニ準ズル者ニ關スル特別規定(第二十一條及第二十二條)	一三
第一款 俘虜ノ後送(第七條及第八條)	七	第七章 俘虜ノ金錢收入(第二十三條及第二十四條)	一四
第二款 俘虜收容所(第九條)	八	第八章 俘虜ノ移送(第二十五條及第二十六條)	一五
第一章 俘虜收容所ノ設備(第十條)	九	第三款 俘虜ノ勞働	一六
第二章 俘虜ノ食糧及被服(第十一條及第十二條)	一〇		
第三章 俘虜收容所ノ衛生(第十三條乃至第十五條)	一〇		
第四章 俘虜ノ智的及道德的要望			

S 1.7.0.0-28

07

第一章 總則(第二十七條).....	一六	一 總則(第四十五條乃至第五十三條).....	二三
第二章 勞働ノ組織(第二十八條乃至第三十條).....	一六	二 懲罰(第五十四條乃至第五十九條).....	二六
第三章 禁止勞働(第三十一條及第三十二條).....	一七	三 訴追(第六十條乃至第六十七條).....	二八
第四章 勞働分遣所(第三十三條).....	一八	第四編 拘束ノ終了.....	三〇
第五章 勞働(第三十四條).....	一八	第一款 直接送還及中立國ニ於ケル收容(第六十八條乃至第七十四條).....	三〇
第四款 俘虜ト外部トノ連絡(第三十五條乃至第四十一條).....	一九	第二款 戰爭終了ノ際ニ於ケル解放及送還(第七十五條).....	三二
第五款 俘虜ト官憲トノ關係.....	二一	第五編 俘虜ノ死亡(第七十六條).....	三三
第一章 拘束制度ニ關スル俘虜ノ苦情申出(第四十二條).....	二一	第六編 俘虜ニ關スル救恤及情報局(第七十七條乃至第八十條).....	三三
第二章 俘虜ノ代表者(第四十三條及第四十四條).....	二二	第七編 或種非軍人ニ對スル條約ノ適用.....	三三
第三章 俘虜ニ對スル處罰.....	二三		

S 1.7.0.0 -28

(第八十一條).....	三五	第二款 監督ノ組織(第八十六條乃至第八十八條).....	三七
第八編 條約ノ執行.....	三六	第三款 最終規定(第八十九條乃至第九十七條).....	三九
第一款 總則(第八十二條乃至第八十五條).....	三六		
獨逸國大統領、亞米利加合衆國大統領、奧地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆共和國大統領、「グレート・ブリテン」、「アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、「ブルガリア」國皇帝陛下、「チリ」共和國大統領、中華民國主席、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國大統領、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、「西班牙國皇帝陛下」、「エストニア」共和國大統領、「フィリピン」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、希臘共和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ラトヴィア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「ニカラグア」共和國大統領、諾威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ベルシア」國皇帝陛下、「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「チリ」	三六		

S 1.7.0.0 -28

「ロヂヤキア」共和國大統領、「トルコ」共和國大統領、「ウルグアイ」共和國大統領、「ウヰネズエラ」合衆共和國大統領ハ

戦争ナル極端ノ場合ニ於テ能フ限リ其ノ避クベカラザル被害ヲ輕減シ且俘虜ノ状態ヲ緩和スルコトハ一切ノ國ノ義務タルコトヲ認メ

「ヘーグ」ノ國際條約殊ニ戦争法規及慣例ニ關スル條約並ニ之ニ附屬スル規則ヲ作成シタル原則ヲ擴張センコトヲ欲シ

之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

(中略)(帝國全權委員、吉田伊三郎、下村定、三浦省三)

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一編 總 則

第一條

本條約ハ第七編ノ規定ヲ害スルコトナク左ノ者ニ適用セラルベシ

(一) 陸戰ノ法規慣例ニ關スル千九百七年十月十八日ノ「ヘーグ」條約附屬規則第一條、第二條及第三條

ニ掲グル一切ノ者ニシテ敵(註)ニ捕ヘラレタル者

(二) 交戰當事者ノ軍ニ屬シ海戰又ハ空戰中ニ於テ敵ニ捕ヘラレタル一切ノ者但シ捕獲ノ狀況ガ本條約ノ適用ヲ不可能ナラシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ然レドモ右ノ除外ハ本條約ノ基本的原則ヲ害スルコトヲ得ズ捕ヘラレタル者ガ俘虜收容所ニ達シタルトキハ直ニ右ノ除外ハ消滅スベシ

(註) 附屬規則

第一條

戦争ノ法規及權利義務ハ單ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラズ左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス

一 部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト

二 遠方ヨリ認識シ得ベキ顯著ノ特殊徽章ヲ有スルコト

三 公然兵器ヲ携帯スルコト

四 其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル國ニ在リテハ之ヲ軍ノ名稱中ニ包含ス

第二條

占領セラレザル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ當リ第一條ニ依リテ編成チ爲スノ違ナク侵入軍隊ニ抗敵スル爲自リ兵器ヲ操ル者ガ公然兵器ヲ携帯シ且戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコトキハ之ヲ交戰者ト認ム

第三條

交戰當事者ノ兵力ハ戰闘員及非戰闘員ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ得敵ニ捕ヘラレタル場合ニ於テハ二者均シク俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

危險區域
得ル場合
無益ニ危
険ニ曝ス
コトヲ得
徒歩ニ依
ル後送
捕獲及宛
名ニ關ス
ル相互通
告
家族トノ
通信
海洋捕獲
ノ場合

後送セラルベシ
俘虜ニシテ負傷又ハ病氣ノ爲後送スルコトガ現地ニ留ルヨリモ一層危險ナル者ニ限リ一時危險區域ニ
留置セラルルコトヲ得ベシ

俘虜ハ戰闘區域ヨリ後送セラルル前無益ニ危險ニ曝サルコトナカルベシ
徒歩ニ依ル俘虜ノ後送ハ通常一日二十キロメートルノ旅程ヲ以テ爲スベキモノトス但シ水及食料ノ貯
藏所ニ到達スル必要上一層長キ旅程ヲ必要トスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條

交戦者ハ第七十七條ニ規定スル俘虜情報局ヲ通シ成ルベク速ニ一切ノ俘虜ノ捕獲ヲ相互的ニ通告スル
ノ義務ヲ有ス交戦國ハ又俘虜ニ宛テタル家族ノ通信ノ到達スベキ公ノ宛名ヲ相互的ニ通告スルノ義務
ヲ有ス

一切ノ俘虜ハ成ルベク速ニ第三十六條及以下ニ規定スル條件ノ下ニ自ラ家族ト通信スルコトヲ得セシ
メラルベシ
海洋ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ニ關シテハ本條ノ規定ハ港ニ到着後成ルベク速ニ適用セラルベシ

第二款 俘虜收容所

留置
ノ禁
足閉
又ハ禁

第九條

俘虜ハ一定ノ地域外ニ出デザル義務ヲ負ハシメテ之ヲ都市、城塞其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得ベ
シ俘虜ハ又垣ヲ繞ラセル營内ニ留置スルコトヲ得ベシ幽閉又ハ禁足ハ已ムヲ得ザル保安又ハ衛生上ノ
手段トシテ且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限り之ヲ爲スコトヲ得ベシ

不健康地ニ於テ又ハ氣候溫和ナル土地ヨリ來レル者ニ對シ有害ナル氣候ノ地ニ於テ捕ヘラレタル俘虜
ハ成ルベク速ニ一層良好ナル氣候ノ地ニ移サラルベシ

不健康地
及有害地
ヨリノ移
送
異人種
ノ隔離
收容
ノ危險
地域

交戦者ハ同一收容所内ニ異人種又ハ異國籍ノ俘虜ヲ收容スルコトヲ出來得ル限リ避クベシ

俘虜ハ如何ナル時タル間ハズ戰闘區域ノ戰火ニ曝サルベキ地域ニ移送サルコトナク又其ノ所在ニ
依リ或地點又ハ或地域ヲ砲撃ヲ避ケシムル爲ニ利用セラルルコトナカルベシ

第一章 俘虜收容所ノ設備

第十條

俘虜ハ衛生及保健ニ付出來得ル限リノ保障アル建物又ハ假建物内ニ宿泊セシメラルベシ
該宿泊所ハ全然濕氣ヲ避ケ、必要ノ程度ニ保温且照明セラルベシ火災ノ危險ニ對シテハ一切ノ豫防法
講ゼラルベシ

寢室

寢室(總面積、最少氣容、寢具ノ設備及材料)ニ關シテハ捕獲國ノ補充部隊ニ對スル同一條件タル

九

S 1.7.0.0-28

15

第二章 俘虜ノ食糧及被服

第十一條

俘虜ノ定糧ハ其ノ量及質ニ於テ補充部隊ノモノト同一タルベシ
右ノ外俘虜ハ其ノ處分シ得ル食糧補品ヲ自ラ調理スル手段ヲ供セラルベシ
飲料水ハ充分ニ供給セラルベシ喫煙ハ許サルベシ俘虜ハ炊事場ニ使役セラルコトヲ得ベシ
食糧ニ關スル一切ノ團體的懲罰手段ハ之ヲ禁止ス

第十二條

被服、下着及靴ハ捕獲國ニ依リ俘虜ニ支給セラルベシ此等用品ノ交換及修理ハ規則的ニ爲サルベシ右ノ外勞働者ハ勞働ノ性質上必要ナル場合ハ何處ニ於テモ勞働服ヲ支給セラルベシ
各收容所内ニハ酒保ヲ設ケ俘虜ヲシテ地方的市價ヲ支拂ヒテ食料品及日用品ヲ購買シ得セシムベシ
酒保ニ依リ收容所管理部ノ收ムル利益ハ俘虜ノ爲ニ利用セラルベシ

第三章 俘虜收容所ノ衛生

第十三條

交戦者ハ收容所ノ清潔及衛生ヲ確保シ且傳染病豫防ノ爲必要ナル一切ノ衛生的措置ヲ執ル義務アルベシ

第十四條

俘虜ハ生理的法則ニ適ヒ且常ニ清潔ニ保持セラレタル設備ヲ日夜供セラルベシ
右ノ外收容所ガ出來得ル限リ設備スベキ浴場及濯水浴場ノ外ニ俘虜ハ身體ノ清潔ヲ保ツ爲充分ナル水ヲ供給セラルベシ
俘虜ハ運動ヲ爲シ及外氣ニ當ル機會ヲ與ヘラルベシ
各收容所ハ醫務室ヲ備ヘ俘虜ガ其ノ必要トスルコトアルベキ有ラユル性質ノ手當ヲ受クルコトヲ得ベシ必要ニ應ジ隔離室ハ傳染病患者ノ用ニ供セラルベシ
治療ノ費用（補缺用假裝置ノ費用ヲ含ム）ハ捕獲國ノ負擔タルベシ
交戦者ハ要求アリタルトキハ治療ヲ受ケタル一切ノ俘虜ニ對シ其ノ病氣ノ性質及期間並ニ受ケタル手當ヲ示ス公ノ證明書ヲ交付スルノ義務アルベシ
交戦者ハ特別協定ニ依リ醫師及看護人ヲ收容所内ニ留メ置キ之ト同國籍ノ俘虜ヲ介抱セシムルノ權利ヲ相互的ニ有スルコトヲ得ベシ
俘虜ニシテ重病ニ罹リタル者又ハ其ノ病狀ガ重大ナル外科手術ヲ必要トスル者ハ捕獲國ノ費用ヲ以テ此等俘虜ヲ治療スルコトヲ得ベキ一切ノ軍用又ハ民間ノ病院ニ收容セラルベシ

健康診断
第十五條
俘虜ノ醫學的検査ハ少クモ月ニ一回爲サルベシ該検査ハ一般ノ健康状態及清潔状態ノ監督並ニ傳染病
特ニ結核及花柳病疾患ノ検出ヲ目的トス

第四章 俘虜ノ智的及道德的要望
第十六條
俘虜ハ軍事官憲ノ定ムル秩序及取締ニ關スル規定ニ服スルコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教ノ遵行ニ
付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其ノ宗派ノ禮拜式ニ參列スルコトヲ得ベシ
俘虜ニシテ或宗派ノ司教タル者ハ該宗派ノ名稱如何ニ拘ラズ自由ニ同宗派ニ屬スル者ノ間ニ宗教ヲ司
ルコトヲ許サルベシ

第十七條
交戦者ハ出來得ル限リ俘虜ノ計畫スル智的及體育的娛樂ヲ奨励スベシ

第五章 俘虜收容所内ノ規律
第十八條
各俘虜收容所ハ責任アル將校ノ管下ニ置カルベシ
俘虜ハ自國軍内ニ於テ自國人ニ關シ現ニ行ハルル規則ニ依リ定メラレタル禮式ノ外捕獲國ノ一切ノ將

校ニ對シテ敬禮スル義務アルモノトス
俘虜タル將校ハ捕獲國ノ上級又ハ同階級ノ將校ニ對シテノミ敬禮スル義務アルモノトス

第十九條
階級ノ徽章及勳章ノ佩用ハ許サルベシ

第二十條
一切ノ規則、命令、通告及公告ハ俘虜ノ了解スル國語ヲ以テ通知セラルベシ訊問ニ關シテモ同様ノ主
義採用セラルベシ

第六章 將校及之ニ準ズル者ニ關スル特別規定
第二十一條
戰爭開始後直ニ交戦者ハ相當階級ノ將校及之ニ準ズル者ノ間ニ於ケル待遇ノ平等ヲ確保スル爲ニ各自
國軍内ニ於テ使用セラルル稱號及階級ヲ相互的ニ通知スルノ義務ヲ有スベシ
俘虜タル將校及之ニ準ズル者ハ其ノ階級及年齢ニ相當スル敬意ヲ以テ待遇セラルベシ

第二十二條
將校收容所ノ用務ヲ辨ゼシムル爲將校ト同一軍ニ屬スル兵卒タル俘虜ニシテ且出來得ル限リ同國語ヲ
話ス者ヲ該將校收容所ニ派遣スベシ右兵卒ノ數ハ將校及之ニ準ズル者ノ階級ヲ考慮シ充分ナル數タル

將校ノ食糧及被服

該將校及之ニ準ズル者ハ捕獲國ニ依リ支拂ハルル俸給ヲ以テ其ノ食糧及被服ヲ求ムベシ將校自身ニ依ル日用品ノ管理ハ諸般ノ便宜ヲ與ヘラルベシ

第七章 俘虜ノ金錢收入

第二十三條

交戦國間ノ特別協定特ニ第二十四條ニ規定スル協定ヲ留保シ俘虜タル將校及之ニ準ズル者ハ捕獲國ヨリ該國軍ノ相當階級ノ將校ト同一ノ俸給ヲ受クベシ但シ該俸給ハ俘虜ガ其ノ勤務シタル國ノ軍ニ於テ受クル權利ヲ有スル俸給ヲ超過スルコトヲ得ズ右俸給ハ出來得レバ月ニ一回全額ヲ支拂ハルベク且捕獲國ノ負擔ト爲ルベキ支出ガ俘虜ノ利益ノ爲ナリシ場合ト雖モ該支出ノ爲何等減額ヲ爲スコトヲ得ズ

交戦者ハ右ノ支拂ニ適用セラルベキ爲替相場ヲ協定スベシ此ノ種ノ協定ナキトキハ戰爭開始ノ際ニ於ケル相場適用セラルベシ

俸給トシテ俘虜ニ爲サレタル一切ノ支拂ハ俘虜ノ服役シタル國ニ依リ戰爭終了後返済セラルベシ

第二十四條

交戦者ハ戰爭開始後直ニ各種ノ階級及役種ノ俘虜ガ所持スルコトヲ許サルベキ現金ノ最高限額ヲ協定

所持金ノ最高限額及預金

スベシ俘虜ヨリ取上ゲラレ又ハ留保セラレタル超過額ハ俘虜ニ依リ爲サレタル預金ト同様俘虜ノ勘定ニ記入セラルベク且其ノ同意ナクシテ他ノ種ノ貨幣ニ換ヘラルコトナカルベシ

俘虜ノ勘定ノ貸方額ハ拘束ノ終了ニ際シ俘虜ニ支拂ハルベシ

拘束期間中俘虜ハ右金額ノ全部又ハ一部ヲ其ノ本國ノ銀行又ハ個人ニ移送スルニ付便宜ヲ供與セラルベシ

第八章 俘虜ノ移送

第二十五條

作戦ノ進行上必要ナラザル限り傷病俘虜ハ旅行ニ依リ其ノ恢復ヲ妨ゲラルル虞アル間移送セラルルコトナカルベシ

第二十六條

移送ノ場合ニハ俘虜ハ其ノ新ナル目的地ヲ公ニ豫告セラルベシ俘虜ハ其ノ個人用品、通信及自己宛小包ヲ携帯スルコトヲ許サルベシ

舊收容所ニ宛テラレタル通信及小包ガ遲滞ナク俘虜ニ轉送セラルル爲有用ナル一切ノ措置執ラルベシ

移送セラレタル俘虜ノ勘定ニ屬スル預金ハ該俘虜ノ新居所ノ權限アル官憲ニ轉送セラルベシ

移送ニ依リ費サレタル費用ハ捕獲國ノ負擔タルベシ

移送ニ關スル措置

傷病者ノ移送

將校ノ食糧及被服

該將校及之ニ準ズル者ハ捕獲國ニ依リ支拂ハルル俸給ヲ以テ其ノ食糧及被服ヲ求ムベシ將校自身ニ依ル日用品ノ管理ハ諸般ノ便宜ヲ與ヘラルベシ

第七章 俘虜ノ金錢收入

第二十三條

交戦國間ノ特別協定特ニ第二十四條ニ規定スル協定ヲ留保シ俘虜タル將校及之ニ準ズル者ハ捕獲國ヨリ該國軍ノ相當階級ノ將校ト同一ノ俸給ヲ受クベシ但シ該俸給ハ俘虜ガ其ノ勤務シタル國ノ軍ニ於テ受クル權利ヲ有スル俸給ヲ超過スルコトヲ得ズ右俸給ハ出來得レバ月ニ一回全額ヲ支拂ハルベク且捕獲國ノ負擔ト爲ルベキ支出ガ俘虜ノ利益ノ爲ナリシ場合ト雖モ該支出ノ爲何等減額ヲ爲スコトヲ得ズ

交戦者ハ右ノ支拂ニ適用セラルベキ爲替相場ヲ協定スベシ此ノ種ノ協定ナキトキハ戰爭開始ノ際ニ於ケル相場適用セラルベシ

俸給トシテ俘虜ニ爲サレタル一切ノ支拂ハ俘虜ノ服役シタル國ニ依リ戰爭終了後返済セラルベシ

第二十四條

交戦者ハ戰爭開始後直ニ各種ノ階級及役種ノ俘虜ガ所持スルコトヲ許サルベキ現金ノ最高限額ヲ協定

所持金ノ最高限額及預金

スベシ俘虜ヨリ取上ゲラレ又ハ留保セラレタル超過額ハ俘虜ニ依リ爲サレタル預金ト同様俘虜ノ勘定ニ記入セラルベク且其ノ同意ナクシテ他ノ種ノ貨幣ニ換ヘラルコトナカルベシ

俘虜ノ勘定ノ貸方額ハ拘束ノ終了ニ際シ俘虜ニ支拂ハルベシ

拘束期間中俘虜ハ右金額ノ全部又ハ一部ヲ其ノ本國ノ銀行又ハ個人ニ移送スルニ付便宜ヲ供與セラルベシ

第八章 俘虜ノ移送

第二十五條

作戦ノ進行上必要ナラザル限り傷病俘虜ハ旅行ニ依リ其ノ恢復ヲ妨ゲラルル虞アル間移送セラルルコトナカルベシ

第二十六條

移送ノ場合ニハ俘虜ハ其ノ新ナル目的地ヲ公ニ豫告セラルベシ俘虜ハ其ノ個人用品、通信及自己宛小包ヲ携帯スルコトヲ許サルベシ

舊收容所ニ宛テラレタル通信及小包ガ遲滞ナク俘虜ニ轉送セラルル爲有用ナル一切ノ措置執ラルベシ

移送セラレタル俘虜ノ勘定ニ屬スル預金ハ該俘虜ノ新居所ノ權限アル官憲ニ轉送セラルベシ

移送ニ依リ費サレタル費用ハ捕獲國ノ負擔タルベシ

兵 卒
將 校
交戦者ハ將校及之ニ準ズル者ヲ除キ健康ナル俘虜ヲ其ノ階級及才能ニ從ヒ勞働者トシテ使役スルコトヲ得ベシ
尤モ將校又ハ之ニ準ズル者自己ニ適スル勞働ヲ欲スルトキハ出來得ル限り之ヲ與フベシ
俘虜タル下士ハ特ニ報酬の作業ヲ要求セザル限リ監督勞働ニノミ服セシメラルベシ
交戦者ハ拘束期間ヲ通ジ勞働災害ノ罹災者タル俘虜ヲシテ捕獲國ノ法制上同一種類ノ勞働者ニ適用セラルベキ規定ノ利益ヲ受ケシムル義務アルモノトス右捕獲國ノ法制上ノ理由ニ依リ右ノ如キ規定ノ適用ヲ受クルコト能ハザル俘虜ニ關シテハ該國ハ罹災者ニ對シ衡平ニ賠償スルニ適スル一切ノ措置ヲ執ルベキコトヲ其ノ立法府ニ建議スル義務アルモノトス

第三款 俘虜ノ勞働

第一章 總則

第二十七條

勞働者ノ責任
支拂ノ責

第二章 勞働ノ組織

第二十八條

第二十九條

捕獲國ハ個人ノ爲ニ勤ク俘虜ノ給養、手當、俸給及勞銀ノ支拂ニ關シ全責任ヲ負フベシ

不適當ナル勞働
使役スルニ得ズル

第三十條

俘虜ハ何人ト雖モ肉體的不適當ナル勞働ニ使役セラルコトナラルベシ
俘虜ノ一日ノ勞働時間(往復時間ヲ含ム)ハ過度ナラザルベク且如何ナル場合ト雖モ該地方ニ於テ同一勞働ニ従事スル民間勞働者ノ爲認メラルル勞働時間ヲ超過スルコトヲ得ザルベシ各俘虜ニ對シ每週連續二十四時間成ルベク日曜日ニ休養ヲ與ヘラルベシ

第三章 禁止勞働

第三十一條

俘虜ニ依リ爲サルル勞働ハ作戦行動ニ何等直接關係ナキモノタルベシ特ニ俘虜ヲ各種兵器彈藥ノ製造及運搬並ニ戰闘部隊ニ宛テラレタル材料ノ運搬ニ使役スルコトヲ禁止ス
前項ノ規定ニ違反シタルトキハ俘虜ハ命令實行ノ後若ハ實行ノ初ニ當リ第四十三條及第四十四條ニ規定スル任務ヲ有スル信任者又ハ信任者ナキ場合ハ保護國ノ代表者ノ仲介ニ依リ其ノ要求ヲ提出セシムル自由ヲ有ス

第三十二條

俘虜ヲ不健康又ハ危險ナル勞働ニ使役スベカラズ
懲罰ノ手段トシテ勞働條件ノ一切ノ加重ハ禁止セラル

不健康又ハ危險ナル勞働
懲罰ノ手段トシテ

S 1.7.0.0 -28

23

S 1.7.0.0 -28

22

勞働分遣所ノ制度及所屬

第四章 勞働分遣所

第三十三條

勞働分遣所ノ制度ハ俘虜收容所ノ制度ト同一ナルベシ特ニ其ノ衛生的條件、食糧、災害又ハ病氣ノ場合ノ手當、通信並ニ小包ノ受領ニ關シテ然リトス
一切ノ勞働分遣所ハ俘虜收容所ニ屬スベシ該收容所ノ所長ハ勞働分遣所内ニ於ケル本條約ノ規定ノ履行ニ付責ニ任ズベシ

第五章 勞銀

第三十四條

收容所ノ管理、整理及保存ニ關スル勞働ニ對シテハ俘虜ハ勞銀ヲ受ケザルベシ
他ノ勞働ニ使役セラルル俘虜ハ交戦者間ニ協定セラルベキ勞銀ヲ受クル權利アルベシ
該協定ハ又收容所管理部ノ留保スルコトヲ得ベキ割合、俘虜ニ屬スベキ金額及拘束中該金額ノ交付セラルベキ方法ヲ規定スベシ

右協定ノ締結セラルル迄ハ俘虜ノ勞働ノ報酬ハ左ノ原則ニ從ヒ定メラルベシ
(イ) 國家ノ爲ニ爲サレタル勞働ハ當該國軍ニ屬スル軍人ガ同一勞働ニ従事スル場合ニ於ケル現行定率ニ從ヒ又ハ定率ナキ場合ハ爲サレタル勞働ニ比例スル率ニ從ヒ支拂ハルベシ

勞銀決定ノ原則

勞銀ヲ受ケザルベシ

預金ノ處

(ロ) 他ノ公共團體又ハ個人ノ爲ニ爲サレタル勞働ニ對シテハ軍事官憲ト協議ノ上條件ヲ定ムベシ
俘虜ノ貸方ニ殘ル金額ハ拘束ノ終了ニ際シ俘虜ニ交付セラルベシ死亡ノ場合ニ於テハ外交手續ニ依リ死者ノ相續人ニ移送セラルベシ

第四款 俘虜ト外部トノ連絡

第三十五條

戰爭開始後直ニ交戦者ハ本款ノ規定ノ實施ニ關シ定メラレタル措置ヲ公表スベシ

第三十六條

各交戦者ハ各種類ノ俘虜ガ一月内ニ發送スルコトヲ許サルベキ信書及郵便葉書ノ數ヲ定期ニ定メ之ヲ他ノ交戦者ニ通告スベシ該信書及葉書ハ郵便ニ依リ最短路ニ從ヒ送付セラルベシ懲罰的理由ヲ以此等郵便物ヲ延著セシメ又ハ抑留スルコトヲ得ザルベシ

各俘虜ハ收容所到着後遅クモ一週間以内ニ及病氣ノ場合ニ同様ニ其ノ家族ニ宛テ捕獲及健康狀態ヲ報知スル爲郵便葉書ヲ發送スルコトヲ許サルベシ該郵便葉書ハ成ルベク速ニ送付セラルベシ且何等ノ方法ヲ以テアルヲ問ハズ遲滞セラルコトナカルベシ

通則トシテ俘虜ノ通信ハ其ノ母國語ヲ以テ書カルベシ交戦者ハ他國語ニ依ル通信ヲ許スコトヲ得ベシ

第三十七條

外部トノ連絡ニ關スル措置
信書及郵便葉書ニ依ル通信

S 1.7.0.0-28

25

24

S 1.7.0.0-28

小包郵便物ノ接受
俘虜ハ其ノ食用又ハ被服ニ供スル爲ノ食料品及其ノ他ノ物品ヲ含ム小包郵便物ヲ個人的ニ受領スルコトヲ許サルベシ小包ハ受取證ト引換ニ名宛人ニ交付セラルベシ

第三十八條

直接又ハ第七十七條ニ規定スル情報局ヲ通ジテ俘虜ニ宛テラレ又ハ其ノ發シタル信書、金錢又ハ有價物ノ送付及小包郵便物ハ差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金ヲ免除セラルベシ
同様ニ俘虜ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入税其ノ他ノ諸税及國有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルベシ
俘虜ハ承認セラレタル急用ノ場合ニハ通常ノ料金ヲ支拂ヒテ電信ヲ發スルコトヲ許サルベシ

第三十九條

俘虜ハ個人的ニ書籍ノ送付ヲ受クルコトヲ許サルベシ該書籍ハ檢閲セラルルコトヲ得ベシ
保護國及公認救恤團體ノ代表者ハ俘虜收容所ノ圖書室ニ著作物及書籍集ヲ送付スルコトヲ得ベシ
檢閲ノ困難ヲ理由トシテ該送付物ヲ圖書室ニ交付スルヲ遅延セシムルコトヲ得ザルベシ

第四十條

通信ノ檢閲ハ成ルベク速ニ爲サルベシ尙小包郵便物ノ監督ハ小包ノ包含スルコトアルベキ食料品ノ保存ヲ確保スルニ適スル條件ノ下ニ且出來得レバ名宛人又ハ名宛人ニ依リ正當ニ認めラレタル信任者ノ面前ニ於テ爲サルベシ

通信ノ檢
閱及小包
郵便物ノ
監督

書籍ノ接
受
圖書室用
著作物ノ
送付

通信ノ禁止ハ一時
的タルベシ
軍事上又ハ政治上ノ理由ニ依リ交戦者ノ發令スル通信ノ禁止ハ一時的ノ性質ノミヲ有シ得ベク且出來得ル限り短期間タルベシ

第四十一條

交戦者ハ俘虜ニ宛テラレ又ハ其ノ署名シタル證書、文書又ハ記錄特ニ委任狀及遺言狀ノ送達ニ一切ノ便宜ヲ與フベシ

文書ノ送
達

第五款 俘虜ト官憲トノ關係

第一章 拘束制度ニ關スル俘虜ノ苦情申出

第四十二條

俘虜ハ之ヲ監督スル軍事官憲ニ對シ其ノ服スル拘束ノ制度ニ關シ申請ヲ爲スノ權利ヲ有スベシ
俘虜ハ又保護國ノ代表者ニ對シ拘束ノ制度ニ關シ有スルコトアルベキ苦情ノ諸點ヲ指示スル爲ニ陳述ヲ爲ス權利ヲ有スベシ

拘束制度
ニ關スル
苦情

右ノ申請及苦情ノ陳述ハ迅速ニ傳達セラルベシ
該申請及苦情ノ陳述ガ根據ナシト認定セララル場合ニ於テモ之ガ爲何等處罰セラルルコトナカルベシ

第二章 俘虜ノ代表者

信任者ノ指定スルコトヲ許サルベシ

第四十三條

俘虜ハ其ノ所在スル一切ノ地方ニ於テ軍事官憲及保護國ニ對シ自己ヲ代表スル任務ヲ有スル信任者ヲ指定スルコトヲ許サルベシ

右ノ指定ハ軍事官憲ノ承認ヲ受クベシ

信任者ハ合同送付品ノ接受及分配ニ當ルベシ又俘虜ガ其ノ間ニ相互扶助ノ制度ヲ組織スルコトヲ決定スル場合ニハ該組織ハ該信任者ノ權限内ニ置カルベシ尙信任者ハ俘虜ニ對シ俘虜ト第七十八條ニ規定スル救恤協會トノ關係ヲ容易ナラシムル爲メ仲介ノ勞ヲ提供スルコトヲ得ベシ

將校及之ニ準ズル者ノ收容所ニ於テハ最高級先任將校タル俘虜ハ收容所官憲ト俘虜タル將校及之ニ準ズル者トノ間ノ仲介者トシテ認メラルベシ之ガ爲該將校ハ收容所官憲トノ交渉ニ際シ通譯トシテ用フル爲一人ノ俘虜將校ヲ指定スル權限アルベシ

第四十四條

信任者ニシテ労働者トシテ使役セラルル場合ニハ俘虜ノ代表者トシテ其ノ活動ハ義務労働時間内ニ計算セラルベシ

信任者ト軍事官憲及保護國トノ通信ノ爲該信任者ハ一切ノ便宜ヲ與ヘラルベシ該通信ノ數ハ制限セラレザルベシ

信任者ノ指定スルコトヲ許サルベシ

第四十三條

俘虜ハ其ノ所在スル一切ノ地方ニ於テ軍事官憲及保護國ニ對シ自己ヲ代表スル任務ヲ有スル信任者ヲ指定スルコトヲ許サルベシ

右ノ指定ハ軍事官憲ノ承認ヲ受クベシ

信任者ハ合同送付品ノ接受及分配ニ當ルベシ又俘虜ガ其ノ間ニ相互扶助ノ制度ヲ組織スルコトヲ決定スル場合ニハ該組織ハ該信任者ノ權限内ニ置カルベシ尙信任者ハ俘虜ニ對シ俘虜ト第七十八條ニ規定スル救恤協會トノ關係ヲ容易ナラシムル爲メ仲介ノ勞ヲ提供スルコトヲ得ベシ

將校及之ニ準ズル者ノ收容所ニ於テハ最高級先任將校タル俘虜ハ收容所官憲ト俘虜タル將校及之ニ準ズル者トノ間ノ仲介者トシテ認メラルベシ之ガ爲該將校ハ收容所官憲トノ交渉ニ際シ通譯トシテ用フル爲一人ノ俘虜將校ヲ指定スル權限アルベシ

第四十四條

信任者ニシテ労働者トシテ使役セラルル場合ニハ俘虜ノ代表者トシテ其ノ活動ハ義務労働時間内ニ計算セラルベシ

信任者ト軍事官憲及保護國トノ通信ノ爲該信任者ハ一切ノ便宜ヲ與ヘラルベシ該通信ノ數ハ制限セラレザルベシ

第三章 俘虜ニ對スル處罰

一 總 則

第四十五條

俘虜ハ捕獲國ノ現行法律、規則及命令ニ服從スベシ

總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ該法律、規則及命令ノ規定スル手段ヲ施スコトヲ得ベシ尤モ本章ノ諸規定ヲ留保ス

第四十六條

俘虜ハ捕獲國ノ軍事官憲及裁判所ニ依リ同一事實ニ付該國軍ノ軍人ニ對スルト異ナル罰ヲ課セラルルコトナカルベシ

同一階級ニ付テハ懲罰ヲ受クル俘虜タル將校、下士又ハ兵卒ハ捕獲國軍ニ於テ同一罰ニ關シ定メラレタルモノヨリ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

一切ノ體刑、日光ニ依リ照明セラレザル場所ニ於ケル一切ノ監禁及一般ニ一切ノ殘酷ナル罰ヲ禁止スル同様ニ個人ノ行爲ニ付團體的ノ罰ヲ課スコトヲ禁ズ

規程違反ニ對スル措置
規程違反ヲ構成スル事實特ニ逃走ノ企ハ至急確認セラルベシ官等アルト否トハ問ハズ一切ノ俘虜ニ對シ豫防的拘留ハ最少限度ニ止メラルベシ

裁判手續
俘虜ニ對スル裁判手續ハ事情ノ許ス限リ速ニ爲サルベシ豫防的拘留ハ出來得ル限リ制限セラルベシ一切ノ場合ニ於テ豫防的拘留期間ハ該國軍人ニ對シ認メラルル限リ懲罰又ハ刑罰ノ期間ヨリ控除セラ

豫防的拘留ノ算入
豫防的拘留ノ算入ハ

第四十七條
規程違反ヲ構成スル事實特ニ逃走ノ企ハ至急確認セラルベシ官等アルト否トハ問ハズ一切ノ俘虜ニ對シ豫防的拘留ハ最少限度ニ止メラルベシ

第四十八條
俘虜ハ其ノ課セラレタル刑罰又ハ懲罰ヲ終ヘタル後他ノ俘虜ト異ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ尤モ逃走ノ企ニ依リ罰セラレタル俘虜ハ特別ノ監視ノ下ニ置カルルコトヲ得ベシ但シ該監視ハ本條約ニ依リ俘虜ニ與ヘラルル保障ヲ何等除去スルコトヲ得ザルベシ

第四十九條
捕獲國ハ俘虜ノ官等ヲ剝奪スルコトヲ得ズ
懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ其ノ階級ニ附帶スル特權ヲ奪ハルルコトナカルベシ特ニ自由ノ剝奪ヲ伴フ罰ヲ受クル將校及之ニ準ズル者ハ下士又ハ兵卒ニシテ罰セラレタル者ト同一場所ニ置カルルコトナカルベシ

逃走ニ對スル懲罰
逃走ノ企ハ再犯ノ場合ト雖モ俘虜ガ該企中人又ハ財物ニ對シテ犯セル重罪又ハ輕罪ニ付裁判所ニ訴ヘラレタル場合ニ於テ刑ノ加重情狀トシテ考慮セラレザルベシ
逃走ノ企又ハ其ノ成就後ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ同僚ハ其ノ理由ニ依リ懲罰ノミニ付セラルベシ

第五十條
逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルルニ先テ再ビ捕ヘラレタル者ハ懲罰ノミニ付セラルベシ
俘虜ニシテ其ノ軍ニ達シ又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離レタル後再ビ俘虜ト爲リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ受クルコトナカルベシ

第五十一條
逃走ノ企ハ再犯ノ場合ト雖モ俘虜ガ該企中人又ハ財物ニ對シテ犯セル重罪又ハ輕罪ニ付裁判所ニ訴ヘラレタル場合ニ於テ刑ノ加重情狀トシテ考慮セラレザルベシ
逃走ノ企又ハ其ノ成就後ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ同僚ハ其ノ理由ニ依リ懲罰ノミニ付セラルベシ

第五十二條
交戦者ハ俘虜ノ犯セル罪行ガ懲罰ニ付セラルベキヤ刑罰ニ付セラルベキヤノ問題ノ量定ニ關シ當該官憲ニ於テ最寛大ナル態度ニ出ヅル様注意スベシ
特ニ逃走又ハ逃走ノ企ニ關聯スル事實ノ量定ニ關シ然ルベシ
俘虜ハ同一事實又ハ同一訴追事項ニ關シ一度ノミ罰セララルコトヲ得ベシ

懲罰ニ付
送ル者ノ送
還

第五十三條

懲罰ニ付セラレタル俘虜ニシテ送還ニ關シ規定セラレタル條件ニ適合スル者ハ該罰ヲ終ヘザルコトノ理由ヲ以テ留置セララルコトナカルベシ

送還スベキ俘虜ニシテ刑事上ノ訴追中ノ者ハ裁判手續ノ終了迄又場合ニ依リ刑期ノ満了迄送還ヨリ除外セララルコトヲ得ベシ判決ノ結果既ニ留置中ノ者ハ其ノ終了迄留置セララルコトヲ得ベシ
交戦者ハ前項ノ理由ニ依リ送還ヲ許サレザル俘虜ノ名簿ヲ相互ニ通告スベシ

二 懲罰

第五十四條

拘留ハ俘虜ニ課セラルベキ最重キ懲罰トス

同一罰ノ期間ハ三十日ヲ超過スルコトヲ得ズ

右ノ三十日ノ最大限ハ俘虜ガ數箇ノ事實ニ付懲罰ヲ受クベキ場合ニ於テ右事實ガ相關聯スルト否トヲ問ハズ超過セララルコトナカルベシ

拘留中又ハ其ノ期間満了後俘虜ガ新ナル懲罰ヲ受ケタル場合ニ於テ拘留期間ノ何レカガ十日又ハ十日ヲ超ユルトキハ兩拘留ノ間ニ少クモ三日ノ期間ヲ置クベシ

第五十五條

罰ノ加重

第十一條末項ノ目的トスル規定ノ留保ノ下ニ懲罰ニ付セラレタル俘虜ニ對シ捕獲國軍内ニ行ハルル食糧制限ヲ罰ノ加重トシテ適用スルコトヲ得ベシ

尤モ右ノ制限ハ罰セラレタル俘虜ノ健康狀態ガ之ヲ許ス場合ニ非ザレバ之ヲ命ズルコトヲ得ザルベシ

第五十六條

如何ナル場合ニ於テモ俘虜ハ懲罰ヲ受クル爲懲治所（刑務所、懲治監、徒刑場等）ニ移サルコトヲ得ザルベシ

懲罰ヲ受クル場所ハ衛生上ノ要求ニ適合スルモノタルベシ

罰セラレタル俘虜ハ自ら清潔ヲ保持スルコトヲ得シメラルベシ

右俘虜ハ毎日運動ヲ爲シ又ハ少クモ二時間屋外ニ留マルコトヲ得ベシ

第五十七條

懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ讀ミ且書クコト及手紙ヲ發受スルコトヲ許サルベシ

之ニ反シ小包及送金ハ滿期迄名宛人ニ交付セザルコトヲ得ベシ配付セラレザル小包ニシテ腐敗シ易キ食料品ヲ含ムトキハ該品ハ醫務室又ハ收容所炊事場ニ付與セララルベシ

第五十八條

懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ其ノ要求ニ基キ日日ノ診察ヲ受クルコトヲ許可セラルベシ該俘虜ハ醫師ノ

患者ノ診
察及手當

S 1.7.0.0-28

33

最重キ懲
罰

二六

S 1.7.0.0-28

32

必要ト認ムル手當ヲ受ケ且必要ニ應ジ收容所醫務室又ハ病院ニ引取ラルベシ

第五十九條

裁判所及上級軍事官憲ノ權限ヲ留保シ懲罰ハ收容所又ハ分遣所ノ所長トシテ懲罰權ヲ有スル將校又ハ該將校ヲ代理スル責任アル將校ノミニ依リ言渡サルベシ

三 訴 追

第六十條

俘虜ニ對スル裁判手續ノ開始ニ際シ捕獲國ハ成ルベク速ニ且常ニ辯論ノ開始期日前ニ保護國ノ代表者ニ之ヲ通告スベシ

右ノ通告ハ左ノ事項ヲ含ムベシ

(イ) 俘虜ノ戸籍及階級

(ロ) 滞在又ハ留置ノ場所

(ハ) 適用法規ヲ記載スル訴追事項ノ明細書

右ノ通告ニ於テ事件ノ審理ニ當ルベキ裁判所、辯論開始期日及辯論ノ行ハルベキ場所ノ指示ヲ與フルコト能ハザル場合ニ於テハ後日成ルベク速ニ且何レノ場合ニ於テモ辯論開始ノ前少クモ三週間前ニ該指示ヲ保護國ノ代表者ニ與フベシ

第六十一條

俘虜ハ辯護ノ機會ヲ與ヘラレズシテ處罰セララルコトナカルベシ

俘虜ハ其ノ訴ヘラレタル事實ニ對シテ有責ナリト自認スル爲強制セララルコトナカルベシ

第六十二條

俘虜ハ其ノ選擇スル有資格ノ辯護人ヲ帶同シ且必要ニ應ジ適當ナル通譯ヲ用フル權利ヲ有スベシ俘虜ハ捕獲國ニ依リ辯論ノ開始前適當ナル時機ニ其ノ權利ニ付通告ヲ受クベシ

俘虜ガ選擇セザル場合ニ於テハ保護國ハ該俘虜ニ辯護人ヲ附スルコトヲ得ベシ捕獲國ハ保護國ノ請求ニ基キ辯護ヲ爲ス資格アル者ノ名簿ヲ保護國ニ送付スベシ

保護國ノ代表者ハ訴訟辯論ニ立會フ權利ヲ有スベシ

右ノ原則ニ對スル唯一ノ例外ハ國家ノ治安ヲ爲訴訟辯論ノ秘密ヲ要スル場合ナリトス此ノ場合ニハ捕獲國ハ保護國ニ之ヲ豫告スベシ

第六十三條

俘虜ニ對スル判決ハ捕獲國軍ニ屬スル者ニ關スルト同一ノ裁判所ニ於テ且同一ノ手續ニ依リテノ言渡サルコトヲ得ベシ

第六十四條

上訴権
一切ノ俘虜ハ自己ニ下サレタル一切ノ判決ニ對シ捕獲國軍ニ屬スル者ト同様ノ方法ニ依リ上訴スル權
利ヲ有スベシ

第六十五條

俘虜ニ對シ言渡サレタル判決ハ直ニ保護國ニ通知セラルベシ

第六十六條

俘虜ニ對シ死刑ノ言渡サルルトキハ犯行ノ性質及情狀ヲ詳細ニ記述スル通知ハ俘虜ノ服役シタル軍ノ
所屬國ニ移送セラルル爲成ルベク速ニ保護國ノ代表者ニ送付セラルベシ
該判決ハ右通知ヨリ少クモ三月ノ期間満了前ニ執行セラレザルベシ

第六十七條

俘虜ハ判決ニ依ルト否トハ本條約第四十二條ノ規定ノ利益ヲ剝奪セラルルコトヲ得ザルベシ

第四編 拘束ノ終了

第一款 直接送還及中立國ニ於ケル收容

第六十八條

交戦者ハ重病者及重傷者タル俘虜ガ移送セラレ得ル状態ニ至リタル後階級及數ニ關係ナク之ヲ其ノ本
國ニ送還スル義務アルベシ

從テ交戦者ハ協定ヲ以テ成ルベク速ニ直接送還ノ原因ト爲ルベキ負傷又ハ病氣ノ場合及必要ニ應ジテ
中立國ニ於テ收容セシムベキ場合ヲ定ムベシ該協定ノ締結ニ至ル迄ハ交戦者ハ本條約ニ參考トシテ附
屬セラレタル標準協定ニ依ルコトヲ得ベシ

第六十九條

戰爭開始後直ニ交戦者ハ混成醫學會ヲ構成スル爲協定スベシ同會ハ三名ノ委員ヨリ成リ中二名ハ中立
國ニ屬シ一名ハ捕獲國ノ指名スル者タルベシ中立國醫師ノ中一名ヲ以テ委員長トス同會ハ俘虜ニシテ
病者又ハ傷者タル者ヲ診察シ且之ニ對シ有用ナル一切ノ決定ヲ爲スベシ
同會ノ決定ハ過半數ヲ以テ爲サルベク且成ルベク速ニ執行セラルベシ

第七十條

收容所ノ醫官ニ依リ指定セラレタル者ノ外次ニ掲グル俘虜ハ直接送還又ハ中立國ニ於ケル收容ノ爲ニ
第六十九條ニ規定スル混成醫學會ノ診察ヲ受クベシ

(イ) 收容所ノ醫官ニ對シ直接ニ右要求ヲ爲ス俘虜

(ロ) 第四十三條ニ規定スル信任者ノ申出ニ依リ俘虜但シ該信任者ハ自己ノ發意ニ依リ又ハ俘虜ノ要求
ニ基キ行動スルモノトス

(ハ) 俘虜ニシテ其ノ服役シタル軍ノ所屬國又ハ該國ニ依リ公認セラレタル救恤協會ニ依リ提議セラレ

局立情報 ヲ設置スベシ	遺言及死 亡證明書	送還規定 ノ附則	送還セラ レタル者 ノ兵役	送還ノ移 送ノ費用	長期拘束 者ノ送還 又ハ收容	労働災害 ノ罹災者	タルモノ
第七十七條 戦争開始後直ニ各交戦國並ニ交戦者ヲ收容シタル中立國ハ其ノ領域内ニ在ル俘虜ニ關スル官立情報局ヲ設置スベシ	第七十六條 俘虜ノ遺言ハ内國軍人ト同一ノ條件ヲ以テ受領セラレ且作成セラルベシ 同様ニ死亡ノ證明ニ關スル書類ニ關シテモ同一ノ規則ニ從フベシ 交戦者ハ拘束中死亡シタル俘虜ガ鄭重ニ埋葬セラルル様及墳墓ガ有用ナル一切ノ表示ヲ有シ、尊敬セラレ且相應ニ維持セラルル様注意スベシ	第五編 俘虜ノ死亡 第七十五條 此ノ點ニ關スル規定ガ右條約ニ挿入セラレ得ザリシ場合ト雖モ交戦者ハ成ルベク速ニ之ガ爲連絡ヲトハベシ一切ノ場合ニ於テ俘虜ノ送還ハ平和克復後成ルベク速ニ行ハルベシ 尤モ俘虜ニシテ普通法上ノ重罪又ハ輕罪ノ爲訴追中ノ者ハ右手續ノ終了迄及場合ニ依リ刑期ノ満了迄留置セラルルヲ得ベシ普通法上ノ重罪又ハ輕罪ノ爲刑ノ宣告ヲ受ケタル者ニ付テモ同様ナルベシ 離散セル俘虜ヲ搜索シ且其ノ送還ヲ確保スル目的ヲ以テ交戦者ハ合意ノ上委員會ヲ設置スルヲ得ベシ	第七十四條 送還セラレタル者ハ現役ノ軍務ニ服セシメラルルヲ得ザルベシ 第二款 戦争終了ノ際ニ於ケル解放及送還 第七十五條 交戦者ガ休戰條約ヲ締結セントスルトキハ右交戦者ハ原則トシテ俘虜ノ送還ニ關スル規定ヲ設ケベシ	第七十三條 俘虜ノ送還又ハ中立國ヘノ移送ノ費用ハ捕獲國ノ國境外ニ於テハ右俘虜ガ服役シタル軍ノ所屬國ニ依リ負擔セラルベシ	第七十二條 戦争ノ繼續中及人道上ノ理由ノ爲交戦者ハ健全ナル俘虜ニシテ長期ノ拘束ヲ受ケタル者ノ直接送還又ハ中立國ニ於ケル收容ノ爲協定ヲ締結シ得ベシ	第七十一條 俘虜ニシテ労働災害ノ罹災者ト爲リタル者ハ送還又ハ必要ニ應ジ中立國ニ於ケル收容ニ關シ同一ノ規定ノ利益ヲ享有セシメラルベシ但シ故意ノ傷者ハ此ノ限ニ在ラズ	三

各交戦國ハ其ノ軍ニ依リ爲サレタル俘虜ノ一切ノ捕獲ヲ成ルベク速ニ其ノ情報局ニ通知シ其ノ有スル
認識ニ關スル一切ノ情報ニシテ迅速ニ關係家族ニ丁知セシムルヲ得ベキモノヲ右情報局ニ供給シ且家
族ガ俘虜ニ通信ヲ爲シ得ベキ公ノ宛名ヲ右情報局ニ通知スベシ
情報局ハ一方保護國ノ仲介ニ依リ及他方第七十九條ニ規定セララル中央部ノ仲介ニ依リ前記一切ノ情
報ヲ關係國ニ速ニ傳達スベシ

三四

情報局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、送還、逃走、
入院、死亡ニ關スル一切ノ通報並ニ其ノ他各俘虜ニ關シ銘銘票ヲ作成補修スル爲ニ他ノ必要ナル情報
ヲ各主務官憲ヨリ受クベシ

情報局ハ該票ニ出來得ル範圍内ニ於テ且第五條ノ規定ヲ留保シテ登録番號、氏名、出生日附及出生地、
當人ノ階級及所屬部隊、父ノ名及母ノ氏、災害ノ場合ニ通知スベキ者ノ宛名、負傷、捕獲ノ、留置ノ、
負傷ノ、死亡ノ日附及場所並ニ他ノ一切ノ重要ナル情報ヲ記載スベシ

各俘虜ノ認識ヲ容易ナラシムベキ一切ノ新規ノ情報ヲ含メル週刊名簿ハ關係諸國ニ交付セララルベシ
俘虜ノ銘銘票ハ平和克復後其ノ服役シタル國ニ交付セララルベシ

尙情報局ハ送還セラレ、宣誓解放セラレ、逃走シ又ハ死亡シタル俘虜ニ依リ遺留セラレタル一切ノ自
用品、有價物、信書、給料帳、認識票等ヲ收集シ且之ヲ關係國ニ交付スルノ義務ヲ有スベシ

S 1.7.0.0 -28

40

第七十八條

慈善行爲ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ博愛的
事業ヲ有效ニ遂行スル爲交戦者ヨリ自己及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ爲ニ軍事上ノ必要ニ依リテ定
メラレタル範圍内ニ於テ一切ノ便宜ヲ受クベシ右協會ノ代表者ハ各自軍事官憲ヨリ免許狀ノ交付ヲ受
ケ且該官憲ノ定メタル秩序及取締ニ關スル一切ノ規律ニ服スベキ旨書面ヲ以テ約シタル上收容所並ニ
送還俘虜ノ途中休止所ニ於テ救恤品ヲ分與スルコトヲ許サルベシ

第七十九條

情報中央
部

俘虜情報中央部ハ中立國ニ設立セララルベシ赤十字國際委員會ハ必要ナリト認ムルトキハ該部ノ組織ヲ
關係國ニ提議スベシ

該部ハ俘虜ニ關スル一切ノ情報ニシテ公ノ又ハ私ノ方法ニ依リ其ノ獲得シ得ベキモノヲ蒐集スルノ任
務ヲ有スベシ該部ハ右情報ヲ俘虜ノ本國又ハ俘虜ガ服役シタル國ニ成ルベク速ニ交付スベシ
此等ノ規定ハ赤十字國際委員會ノ博愛的活動ヲ制限スルモノト解釋セラレザルベシ

第八十條

税金、
免除

情報局ハ郵便物ニ關スル税金ノ免除並ニ第三十八條ニ規定セララル一切ノ免除ヲ享有スベシ

第七編 或種非軍人ニ對スル條約ノ適用

三五

S 1.7.0.0 -28

41

非軍人
ノ從軍者
取扱

第八十二條

通信員、新聞ノ探訪者、酒保商人、用達人ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲サザル從軍者ニシテ敵ノ權内ニ
陷リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ其ノ隨伴シタル軍ノ軍事官憲ノ證明書ヲ携帶ス
ル場合ニ限り俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有スベシ

第八編 條約ノ執行

第一款 總則

第八十二條

條約ノ章
重

本條約ノ規定ハ一切ノ場合締約國ニ依リ尊重セラルベシ
戰時ニ於テ交戰者ノ一ガ本條約ノ當事者タラザル場合ト雖モ本條約ノ規定ハ之ニ參加セル交戰者ノ間
ニ拘束力ヲ有スベシ

第八十三條

條約特別
條約

締約國ハ俘虜ニ關スル一切ノ問題ニジテ特ニ規律スルヲ適當ナリト認ムルモノニ關シ特別條約ヲ締結
スルノ權利ヲ留保ス

俘虜ハ送還ノ完了迄引續キ右協定ノ利益ヲ享有スベシ但シ前記協定若ハ將來ニ於ケル協定ニ合マルル
反對ノ明白ナル規定又ハ同様ニ何レカノ交戰者ニ依リ其ノ留置スル俘虜ニ關シ執ララルル更ニ有利ナル

措置アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

本條約ノ規定ノ相互ノ適用ヲ確保シ且前記特別條約ノ締結ヲ容易ナラシムル爲メ交戰者ハ戰爭開始後直
ニ俘虜管理ノ任務ヲ有スル各自ノ官憲ノ代表者ノ會合ヲ許可スルコトヲ得ベシ

第八十四條

條約本文
ノ國語
ノ國語

本條約及前條ニ規定セラレタル特別條約ノ本文ハ一切ノ俘虜ニ依リ參照セラレ得ベキ場所ニ於テ能フ
限り俘虜ノ母國語ニテ揭示セララルベシ

右條約ノ本文ハ揭示セラレタル本文ヲ知ルコトヲ得ザル俘虜ノ要求アルトキハ之ニ對シ通知セララルベシ

第八十五條

條約ノ譯
文及法規
ノ通知

締約國ハ本條約ノ公ノ譯文並ニ本條約ノ適用ヲ確保スル爲メ採用セシメラルルコトアルベキ法律及規則
ヲ瑞西聯邦政府ノ仲介ニ依リ相互ニ通知スベシ

第二款 監督ノ組織

第八十六條

締約國ハ本條約ノ正確ナル適用ガ交戰者ノ利益ノ保護ヲ委託セラレタル保護國ノ協力ノ可能ナルニ依
リ保障セラルルモノナルコトヲ認ム此ノ點ニ關シ保護國ハ外交官以外ニ自國人民又ハ他ノ中立國人民
ヨリ代表ヲ任命スルコトヲ得ベシ右代表ハ其ノ任務ヲ執行セントスル側ノ交戰者ノ承認ヲ受クベシ

前記諸規定ハ赤十字國際委員會ガ關係交戰者ノ承認ヲ得テ俘虜ノ保護ノ爲メシ得ベキ博愛的活動ヲ妨 定ハ赤十字	交戰者間 ノ紛争處 理	第三款 最終規定	署名	批准	寄託
前記諸規定ハ赤十字國際委員會ガ關係交戰者ノ承認ヲ得テ俘虜ノ保護ノ爲メシ得ベキ博愛的活動ヲ妨 定ハ赤十字 第八十八條 之ガ爲各保護國ハ關係交戰者ニ對シ必要ニ應ジテ適當ニ選擇セラレタル中立地域ニ於ケル右關係交戰 者ノ代表者ノ會合ヲ特ニ提議シ得ベシ交戰者ハ右趣旨ヲ以テ自己ニ對シ爲サル提議ヲ遂行スルニ努 ムベシ保護國ハ場合ニ依リ中立國ニ屬スル者又ハ赤十字國際委員會ニ依リ派遣セラレタル者ニシテ右 會合ニ參加ヲ招請セラレベキモノニ對シ關係國ノ承認ヲ求ムルコトヲ得ベシ	保護國ノ代表者又ハ其ノ代表ニシテ承認ヲ受ケタル者ハ俘虜ノ留置セラレタル一切ノ場所ニ例外ナク 到ルコトヲ許可セラレベシ右代表者又ハ代表ハ俘虜ニ依リ占メラレタル一切ノ場所ニ到リ且一般ニ立 會人ナク、自ラ又ハ通譯ノ仲介ニ依リ俘虜ト會談スルコトヲ得ベシ 交戰者ハ保護國ノ代表者又ハ代表ニシテ承認ヲ受ケタル者ノ職務ヲ容易ナラシムベシ軍事官憲ハ右代 表者又ハ代表ノ訪問ヲ通知セラレベシ 交戰者ハ俘虜ノ國籍ヲ有スル者ガ右觀察旅行ニ參加ヲ許サルコトヲ承認スル爲メ協定シ得ベシ 第八十七條 本條約ノ規定ノ適用ニ付交戰者間ニ意見ノ不一致アル場合ニハ保護國ハ右紛争ノ處理ノ爲能フ限リ周 旋スベシ	第三款 最終規定 第八十九條 陸戰ノ法規慣例ニ關スル「ヘーグ」條約（千八百九十九年七月二十九日ノモノタルト千九百七年十月十 八日ノモノタルトヲ問ハズ）ニ依リ拘束セラレ且本條約ニ參加スル諸國間ノ關係ニ於テ本條約ハ右 「ヘーグ」條約附屬規則第二章ヲ補足スベシ 第九十條 本日ノ日附ヲ有スベキ本條約ハ千九百二十九年七月一日「ジュネーヴ」ニ開會シタル會議ニ代表者ヲ派 遣シタル一切ノ國ノ名ニ於テ千九百三十年二月一日迄ニ署名セラレ得ベシ 第九十一條 本條約ハ成ルベク速ニ批准セラレベシ 批准書ハ「ベルヌ」ニ於テ寄託セラレベシ 各批准書ノ寄託ニ付調書一通作成セラレ其ノ認證原本ハ瑞西聯邦政府ニ依リ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ 於テ本條約ガ署名セラレ又ハ加入ガ通告セラレタルモノノ政府ニ交付セラレベシ 第九十二條	署名 批准 寄託	批准 寄託	寄託

實 施
本條約ハ少クトモ二箇ノ批准書ガ寄託セラレタル後六月ニシテ實施セラルベシ
爾後本條約ハ各締約國ニ付其ノ批准書ノ寄託後六月ニシテ實施セラルベシ
第九十三條
本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ本條約ガ署名セラレザリシモノノ名ニ於テ爲
ナルル加入ノ爲開カルベシ
第九十四條
加入ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ對シ通告セラルベク加入書ガ同國政府ニ到達シタル日ノ後六月ニシ
テ效力ヲ生ズベシ
瑞西聯邦政府ハ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ條約ガ署名セラレ又ハ加入ガ通告セラレタルモノノ政府
ニ加入ヲ通知スベシ
第九十五條
戰爭狀態ハ戰爭開始前又ハ開始後交戰國ニ依リ寄託セラレタル批准及通告セラレタル加入ニ對シ直ニ
效力ヲ生ゼシムベシ戰爭狀態ニ在ル諸國ヨリ受領セラレタル批准又ハ加入ノ通知ハ最迅速ナル方法ニ
依リ瑞西聯邦政府ニ依リ爲サルベシ
第九十六條

廢 棄
各締約國ハ本條約ヲ廢棄スルノ權能ヲ有スベシ廢棄ハ書面ヲ以テ之ヲ瑞西聯邦政府ニ通告シタル後一
年ヲ經過スルニ非ザレバ效力ヲ生ズルコトナルベシ瑞西聯邦政府ハ右通告ヲ一切ノ締約國ノ政府ニ
通知スベシ
廢棄ハ之ヲ通告シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生ズベシ
尙右廢棄ハ廢棄國ガ參加セル戰爭中其ノ效力ヲ生ゼザルベシ此ノ場合ニ於テハ本條約ハ一年ノ期間滿
了後平和克復迄引續キ其ノ效力ヲ生ズベシ
第九十七條
本條約ノ認證謄本一通ハ瑞西聯邦政府ニ依リ國際聯盟ノ記錄ニ寄託セラルベシ同様ニ瑞西聯邦政府ニ
通告セラルベキ批准、加入、廢棄ハ瑞西聯邦政府ニ依リ國際聯盟ニ通知セラルベシ
右證據トシテ前記全權委員ハ本條約ニ署名セリ
第九十八條
千九百二十九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作ル右一通ハ瑞西聯邦政府ノ記錄ニ寄託
保管セラルベク其ノ認證謄本ハ會議ニ招請セラレタル一切ノ國ノ政府ニ交付セラルベシ
(全權委員名省略)(署名國左ノ如シ)

獨逸國、亞米利加合衆國、埃地利國、白耳義國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」並ニ國際聯盟ノ各個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分、「カナダ」、「オーストラリア」、「ニュー、ジールランド」、「南アフリカ」、「アイルランド」自由國、印度、「ブルガリア」國、「チリ」國、中國、「コロンビア」國、「キューバ」國、「丁抹國」、「ドミニカ」共和國、「エジプト」國、西班牙國（政府ノ承認ヲ條件トス）、「エストニア」國、「フィンランド」國、佛蘭西國、希臘國、「ハンガリー」國、伊太利國
日本國
、吉田伊三郎
下村 定
三浦 省三
「ラトヴィア」國、「ルクセンブルグ」國、「メキシコ」國、「ニカラグア」國、諸威國、和蘭國、「ベルシ」國、「ポーランド」國、「ポルトガル」國、「ルーマニア」國、「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」王國、暹羅國、瑞典國、瑞西國、「チラコスロヴァキア」國、「トルコ」國、「ウルグアイ」國、「ヴェネズエラ」國

俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ條約ノ附屬書

健康上ノ理由ノ爲メ俘虜ノ直接送還及中立國ニ於ケル入院ニ關スル標準協定

一 直接送還及中立國ニ於ケル入院ニ關スル原則

甲 直接送還ニ關スル原則

左記ノ者ハ直接送還セラル

(一) 醫學的豫想ニ依リ一年以内ニ快復スルモノト推定セラレザル病者及傷者ニシテ其ノ病狀ガ治療ヲ要シ且其ノ精神の若ハ身體的能力ガ著シク減退セリト認メラル者

(二) 快復不能ナル病者及傷者ニシテ其ノ精神の若ハ身體的能力ガ著シク減退セリト認メラル者

(三) 治療セル病者及傷者ニシテ其ノ精神の若ハ身體的能力ガ著シク減退セリト認メラル者

乙 中立國ニ於ケル入院ニ關スル原則

左記ノ者ハ入院セシメラル

(一) 一年以内ニ治療スルモノト推定セララル病者及傷者ニシテ中立國ノ提供スル手段ノ利益ヲ享クルトキハ其ノ本來ノ拘束狀態ヲ持續セシムルヨリモ其ノ治療ノ一層確實且迅速ナリト認メラ

ルル者

(二) 俘虜ニシテ其ノ精神的又ハ身體的健康ガ醫學的豫想ニ依レバ拘束状態ノ持續ニ依リ著シク侵害セララルモ中立國ニ於テ入院セシムルトキハ恐ラク右ノ危險ヲ除去スルコトヲ得ト認メラルル者

丙 中立國ニ於ケル入院者ノ送還ニ關スル原則

中立國ニ於テ入院セル俘虜ニシテ左ノ部類ニ屬スル者ハ送還セララル

(一) 健康状態ガ現在健康上ノ理由ノ爲送還セララルベキ者ノ部類ニ屬スルカ又ハ屬セントスト認メラルル者

(二) 治療者ニシテ其ノ精神的若ハ身體的能力ガ著シク減退セリト認メラルル者

二 直接送還又ハ中立國ニ於ケル入院ニ關スル特則

甲 送還ニ關スル特則

左記ノ者ハ送還セララル

(一) 器官傷害ノ結果次ノ器質的又ハ機能的病變ニ冒サレタル一切ノ俘虜即チ肢ノ亡失、癱瘓、關節若ハ他ノ病變ニシテ少クトモ一足若ハ一手ノ不全又ハ一足若ハ一手ノ亡失ニ相當スルモノ

(二) 傷害セラレタル一切ノ俘虜ニシテ醫學上一年以内ニ治療ノ見込ナキ不具者ト爲ラシムルガ如キ状態ニ在ル者

キ状態ニ在ル者

(三) 一切ノ病者ニシテ醫學上一年以内ニ治療ノ見込ナキ不具者ト爲ラシムルガ如キ状態ニ在ル者

特ニ右ノ部類ニ屬スル者左ノ如シ

(イ) 醫學的豫想ニ依レバ中立國ニ於ケル療養ニ依リ治療又ハ少クトモ著シク輕快ヲ得ベカラザル臟器ノ進行性結核症

(ロ) 結核性ニ非ザル不治ノ呼吸器病(特ニ甚シク増進セル肺氣腫ニシテ氣管支炎ヲ伴フモノ又ハ伴ハザルモノ、氣管支擴張、重キ喘息、瓦斯中毒等)

(ハ) 重キ慢性循環器病(例ヘバ代償機能障礙ノ傾向アル瓣膜症、心筋、心嚢及脈管ノ比較的重ナル諸病特ニ手術不可能ノ大ナル動脈ノ動脈瘤等)

(ニ) 重キ慢性消化器病

(ホ) 重キ慢性泌尿生殖器病特ニ例ヘバ完全ナル微候ヲ呈シ特ニ心臟及血管ノ既ニ變性セル一切ノ慢性腎臟炎、慢性腎盂炎及膀胱炎等

(ヘ) 重キ慢性中樞及末梢ノ神経系病特ニ重キ神經衰弱及「ヒステリー」、確實ナル一切ノ癲癇、重キ「バセドウ」氏病等

(ト) 兩眼盲又ハ一眼盲ニシテ矯正鏡ヲ用フルモ他眼ノ視力一ニ達セザルモノ、矯正ニ依リ少ク

四五

S 1.7.0.0-28

51

四四

S 1.7.0.0-28

50

トモ一眼ヲ二分ノ一ノ視力ニ恢復セシムルコト能ハザル視力ノ減弱、本部類ニ屬スル他ノ眼疾患（緑内障、虹彩炎、脈絡膜炎等）

(チ) 兩耳ノ全聾並ニ片耳ノ全聾ニシテ聾度不完全ナル他耳ガ一メートルノ距離ニ於テ普通ノ話聲ヲ聴取スルコト能ハザルモノ

確實ナル一切ノ精神病者

(ル) 金屬又ハ他ノ原因ニ依ル重キ慢性中毒（鉛中毒、水銀中毒、「モルヒネ」中毒、「コカイン」中毒、「アルコール」中毒、瓦斯中毒等）

(ヲ) 慢性運動器病（臨床的ニ其ノ病變ヲ證明シ得ル畸形性關節炎、痛風、「リウマチス」）但シ右疾患ガ重症ナルコトヲ條件トス

(ワ) 一切ノ惡性腫瘍ニシテ被手術者ノ生命ニ危險ナキ比較的輕度ノ手術ニテハ效力ナキモノ

(カ) 器質變化（肝臓、脾臓ノ著シキ慢性肥大、惡液質等）ヲ認メ得ル一切ノ「マラリア」患者

(ヨ) 重キ慢性皮膚病ニシテ病性ガ醫學上中立國ニ於ケル入院ニ適セザルモノ

(タ) 重キ「ウィタミン」缺乏症（脚氣、「ペラグラ」、慢性壞血病）

乙 入院ニ關スル特別

左ノ病氣ニ罹リタル俘虜ハ之ヲ入院セシムベシ

(一) 現在ノ醫學的智識ニ從ヘバ中立國ニ於テ應用シ得ル手段（高山療法、「サナトリウム」ニ於ケル治療等）ニ依リ治療又ハ少クトモ著シキ輕快ヲ得ル一切ノ臟器結核

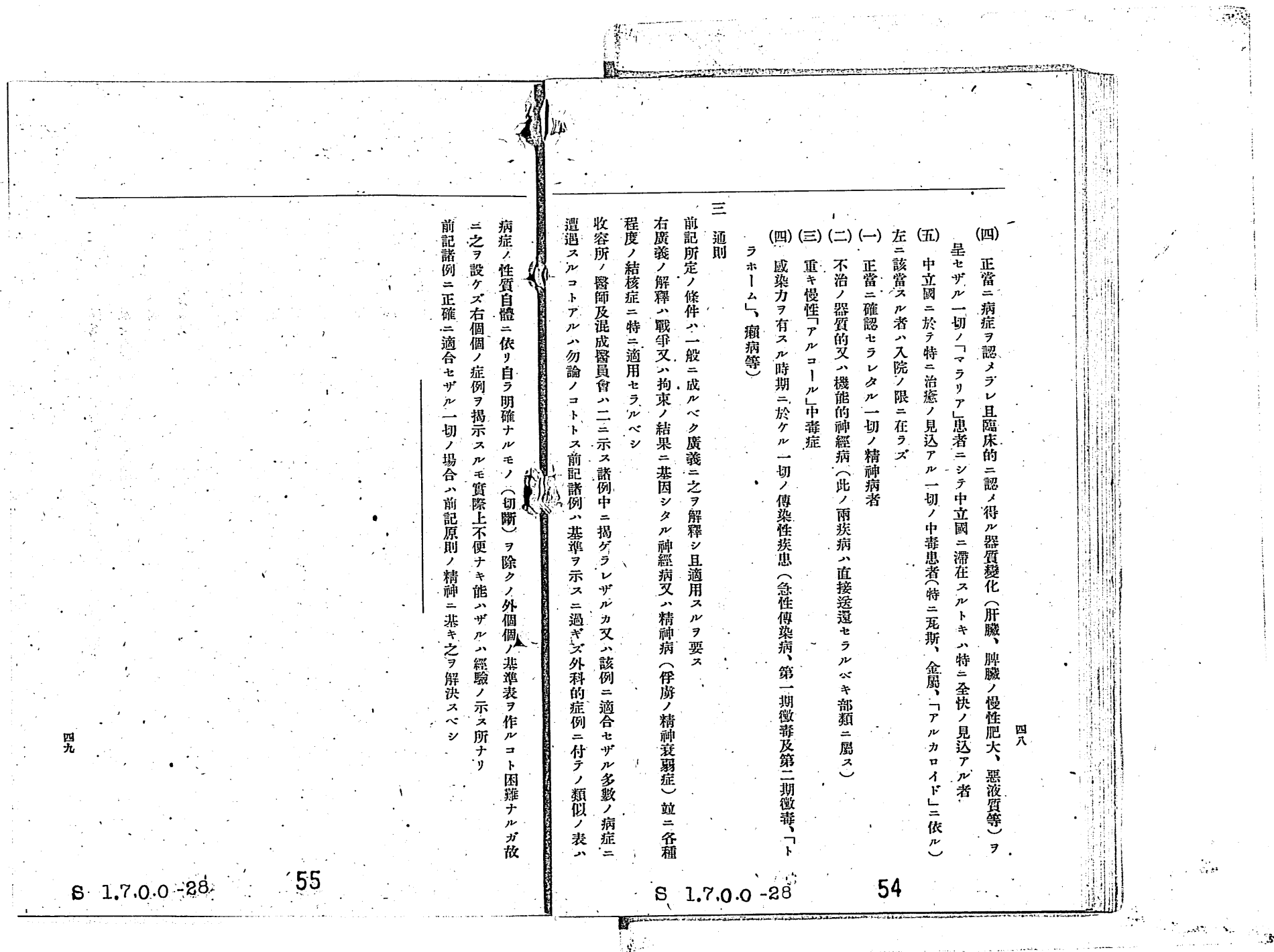
(二) 呼吸器、循環器、消化器、泌尿生殖器、神経系、感覺器、運動器及皮膚ノ一切ノ疾患ニシテ治療ヲ要スルモノ但シ右疾患ガ直接送還ヲ命ズル部類ニ屬セザルカ又ハ全快ノ傾向ヲ有スル本來ノ急性疾患ニ非ザルコトノ條件ヲ具フルヲ要ス本項ニ掲グル疾患ハ患者ガ拘束状態ニテ治療セラルルヨリモ中立國ニ於テ實行シ得ル療法ノ適用ニ依リ該患者ノ爲一層良好ナル治療ノ機會ヲ與フルモノトス

俘虜ノ神經衰弱及他ノ類似ノ病症ノ如キ神經障礙ニシテ其ノ有力ナル又ハ決定的ノ原因ガ戰爭若ハ拘束ノ結果ニ存スルモノハ特ニ考慮セラルベシ

正當ニ認めラレタル前項ノ患者ハ其ノ重症ノ程度又ハ體質上直接送還患者ノ取扱ヲ要セザル限リハ入院セシムルヲ要ス

精神衰弱症ニ罹レル俘虜ニシテ中立國ニ於テ入院後三月ニシテ治療セザルカ又ハ該期間後全快ノ途ニ在ラザルコト明カナル者ハ送還セラルベシ

(三) 拘束状態ニ在ルヨリモ中立國ニ於テ一層良好ナル治療ノ機會ヲ得ベキ一切ノ創傷外傷患者及右創傷繼發症但シ直接送還ヲ要セザルカ又ハ症狀ノ輕微ナラザル條件ヲ具フルヲ要ス



- 四八
- (四) 正當ニ病症ヲ認メテ且臨床的ニ認メ得ル器質變化(肝臓、脾臓ノ慢性肥大、惡液質等)ヲ呈セザル一切ノ「マラリア」患者ニシテ中立國ニ滞在スルトキハ特ニ全快ノ見込アル者
- (五) 中立國ニ於テ特ニ治療ノ見込アル一切ノ中毒患者(特ニ瓦斯、金屬、「アルカロイド」ニ依ル)左ニ該當スル者ハ入院ノ限ニ在ラズ
- (一) 正當ニ確認セラレタル一切ノ精神病者
- (二) 不治ノ器質的又ハ機能的精神病(此ノ兩疾病ハ直接送還セラルベキ部類ニ屬ス)
- (三) 重キ慢性「アルコール」中毒症
- (四) 感染力ヲ有スル時期ニ於ケル一切ノ傳染性疾患(急性傳染病、第一期微毒及第二期微毒、「ト」ラホーム、癩病等)
- 三 通則
- 前記所定ノ條件ハ一般ニ成ルベク廣義ニ之ヲ解釋シ且適用スルヲ要ス
- 右廣義ノ解釋ハ戰爭又ハ拘束ノ結果ニ基因シタル精神病又ハ精神病(俘虜ノ精神衰弱症)並ニ各種程度ノ結核症ニ特ニ適用セラルベシ
- 收容所ノ醫師及混成醫學會ハニ示ス諸例中ニ掲ゲラレザルカ又ハ該例ニ適合セザル多數ノ病症ニ遭遇スルコトアルハ勿論ノコトトス前記諸例ハ基準ヲ示スニ過ぎズ外科的症例ニ付テノ類似ノ表ハ
- 病症ノ性質自體ニ依リ自ラ明確ナルモノ(切斷)ヲ除クノ外個個ノ基準表ヲ作ルコト困難ナルガ故ニ之ヲ設ケズ右個個ノ症例ヲ揭示スルモ實際上不便ナキ能ハザルハ經驗ノ示ス所ナリ
- 前記諸例ニ正確ニ適合セザル一切ノ場合ハ前記原則ノ精神ニ基キ之ヲ解決スベシ

俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ條約ヘノ批
准書寄託國、加入國及適用地域左ノ如シ（昭和十六年十月末調）

五〇

- | | | |
|--------------|-------------|---------------|
| 「ドイツ」國 | 「オーストラリア」聯邦 | 「ノールウェー」國 |
| 「アメリカ」合衆國 | 「カナダ」 | 「オランダ」國 |
| 「オーストリー」國 | 「イェン」 | 「ポーランド」國 |
| 「ベルギー」國 | 「ニュー、ジブラント」 | 「ポルトガル」國 |
| 「ブラジル」國 | 「ビ、ル、マ」(適用) | 「ルーマニア」國 |
| 「チリ」國 | 「ア、デ、ン」(適用) | 「スロヴァキア」國(加入) |
| 中華 民 國 | 「ハンガリー」國 | 「スウェーデン」國 |
| 「デンマーク」國 | 「イラーク」國(加入) | 「スイス」國 |
| 「エジプト」國 | 「イタリア」國 | 「タイ」國 |
| 「スペイン」國 | 「ラトヴィア」國 | 「トルコ」國 |
| 「エストニア」國 | 「リトニア」國(加入) | 「ユーゴスラヴィア」國 |
| 「フランス」國 | 「メキシコ」國 | |
| 「グレート、ブリテン」國 | | |

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百
六年七月六日ノ「ジュネーヴ」條約改訂ノ爲及俘虜ノ待遇
ニ關スル條約作成ノ爲招集セラレタル外交會議ノ最終議
定書（千九百二十九年七月二十七日）

合 議

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百六年七月六日ノ「ジュネーヴ」條約改訂ノ爲及
俘虜法典編纂ノ爲瑞西聯邦政府ニ依リ招集セラレタル本會議ハ第十回及第十一回ノ赤十字國際會議ニ
依リ審議セラレ且承認セラレタル二條約案ヲ基礎トシ千九百二十九年七月一日ヨリ七月二十七日ニ互
リ「ジュネーヴ」ニ於テ討議セリ

委 員

左ニ列記スル諸國ハ本會議ニ參加シタリ同會議ノ爲左記ノ代表委員任命セラレタリ

(中略)

日本國
代表委員、瑞西國駐劄日本國特命全權公使吉田伊三郎

五一

代表委員、陸軍中佐下村定
代表委員、在「パリ」日本國大使館附海軍武官、海軍中佐三浦省三
專門委員、海軍軍醫少佐神林義治
專門委員、陸軍三等軍醫正松田彰
書記官、在「ベルヌ」日本國公使館一等書記官天城篤治
書記官、在「ブリュッセル」日本國大使館書記官、子爵本野盛一

(中略)

本會議及
委員會

本會議ハ瑞西國代表委員、全權公使「ボール、ディニシール」ニ依リ司會セラレタリ
本會議ハ二ノ委員會ヲ組織シタリ
第一委員會ハ「ジュネーヴ」條約ノ改訂ヲ委任セラレ「ボール、ディニシール」公使ニ依リ司會セラレ第二
委員會ハ俘虜法典ノ作成ヲ委任セラレ「ハラルド、スカグニウス」公使ニ依リ司會セラレタリ第二委員
會ハ二ノ小委員會ニ分タレ其ノ一ハ「アメリカ」合衆國代表委員「ヒュー、アール、ウィルソン」公使ニ依リ
他ノ一ハ「グレート、ブリテン」國代表委員「サー、ホレス、ランボルド」ニ依リ司會セラレタリ

二條約

希望及意
見

本會議ハ全權委員ノ署名ヲ求ムル爲本日ノ日附ヲ有スル左ノ二條約ヲ協定セリ
戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル「ジュネーヴ」條約
俘虜ノ待遇ニ關スル條約
右ノ外本會議ハ左ノ希望及意見ヲ表明セリ

- 一 本會議ハ敵ノ權内ニ陷リタル重傷者及重病者ノ爲其ノ入院治療ヲ終了スルニ至ル迄ノ新保障ヲ規
定セララルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題ガ審議セラレンコトヲ希望ス
- 二 「オルドル、ド、マルト」ト稱スル「サン、ジャン、ド、ジュルザレム」救護員ノ團體ノ要求ニ基キ本
會議ハ「ジュネーヴ」條約ニ依リ定メラレタル戰地軍隊ニ派遣ノ救恤協會ノ地位ヲ定ムル規定ハ右「オ
ルドル」ノ國內團體ニモ適用セララルモノト認ム
- 三 英國ニ於ケル「サン、ジャン、ド、ジュルザレム」ノ大修道院、獨逸國ニ於ケル「サン、ジャン」(「ヨ
ニテル」)及「サン、ジュオルジュ」ノ團體並ニ諸國ノ右ニ類似スル救護員團體ニ關シテモ亦同ジ
- 四 本會議ハ「ジュネーヴ」條約ノ參加國ガ戰時ニ於ケル衛生航空機ノ使用ニ關シ必要ナル範圍ニ於テ
十分ナル規定ヲ設クル爲近キ將來ニ於テ會議ヲ開催センコトヲ希望ス
- 五 本會議ハ軍服ヲ着セザル一切ノ衛生人員ノ認識證明書ノ劃一的樣式ノ研究及設定ハ「ジュネーヴ」
ニ本部ヲ有スル衛生材料規格統一國際委員會ニ回付セラレンコトヲ希望ス

S 1.7.0.0 -28

59

S 1.7.0.0 -28

58

五 本會議ハ人民間ノ運籌事業ニ於ケル赤十字社及篤志救恤協會ノ任務ノ重要ナルコトヲ認メ同社及同協會ニ對シ其ノ平時ニ於ケル活動ノ爲特ニ其ノ設備、人員ノ交通及材料ノ輸送並ニ救恤作業ニ關シ一切ノ便益及免除ガ國內法ノ容認スル最大範圍ニ於テ許與セラルルヲ甚望マシキコト思考ス、六 本會議ハ其ノ二委員會ノ全會一致ノ決議ヲ採用シ交戦者ノ領域又ハ交戦者ニ依リ占領セラレタル地域ニ在ル敵國籍ヲ有スル普通人民ノ條件及之ガ保護ニ關スル國際條約締結ノ爲十分ナル研究ノ企圖セラレンコトヲ希望ス

五四

末文
右證據トシテ各代表委員ハ本最終議定書ニ署名セリ

千九百二十九年七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス右一通ハ瑞西聯邦政府ノ記錄ニ寄託保存セラルベク其ノ認證膽本ハ本會議ニ代表者ヲ出セル一切ノ國ニ交付セラルベシ
(代表委員名省略)(署名國左ノ如シ)

獨逸國、「アメリカ」合衆國、奧地利國、白耳義國、「ボリヴィア」國、「ブラジル」國、「グレート・ブリテン」及北部「アイルランド」並ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分、「カナダ」、「オーストラリア」、「ニール」、「ジールランド」、「南アフリカ」、「アイルランド」自由國、印度、

「ブルガリア」國、「チリ」國、中華民國、「コロンビア」國、「ギニア」國、「丁抹國」、「ドミニカ」共和國、「エジプト」國、西班牙國(政府ノ承認ヲ條件トス)、「エストニア」國、「フィンランド」國、佛蘭西國、希臘國、「ハンガリー」國、伊太利國、日本國

吉田伊三郎
下村 定
三浦 省三

「ラトヴィア」國、「ルクセンブルグ」國、「メキシコ」國、「ニカラグア」國、諸威國和蘭國

本最終議定書ニ署名スルニ當リ和蘭國代表委員ハ次ノ留保ヲ爲ス即チ和蘭國法規ハ戰時又ハ動員ノトキニハ和蘭國ニ於ケル一切ノ篤志救恤團體ハ和蘭國赤十字協會ノ指揮ニ服セシメラルルコトヲ規定ス
グエー、ダウデ、ファン、トローストヴァイク
ドクトル、デール
イー、ハルベルツ

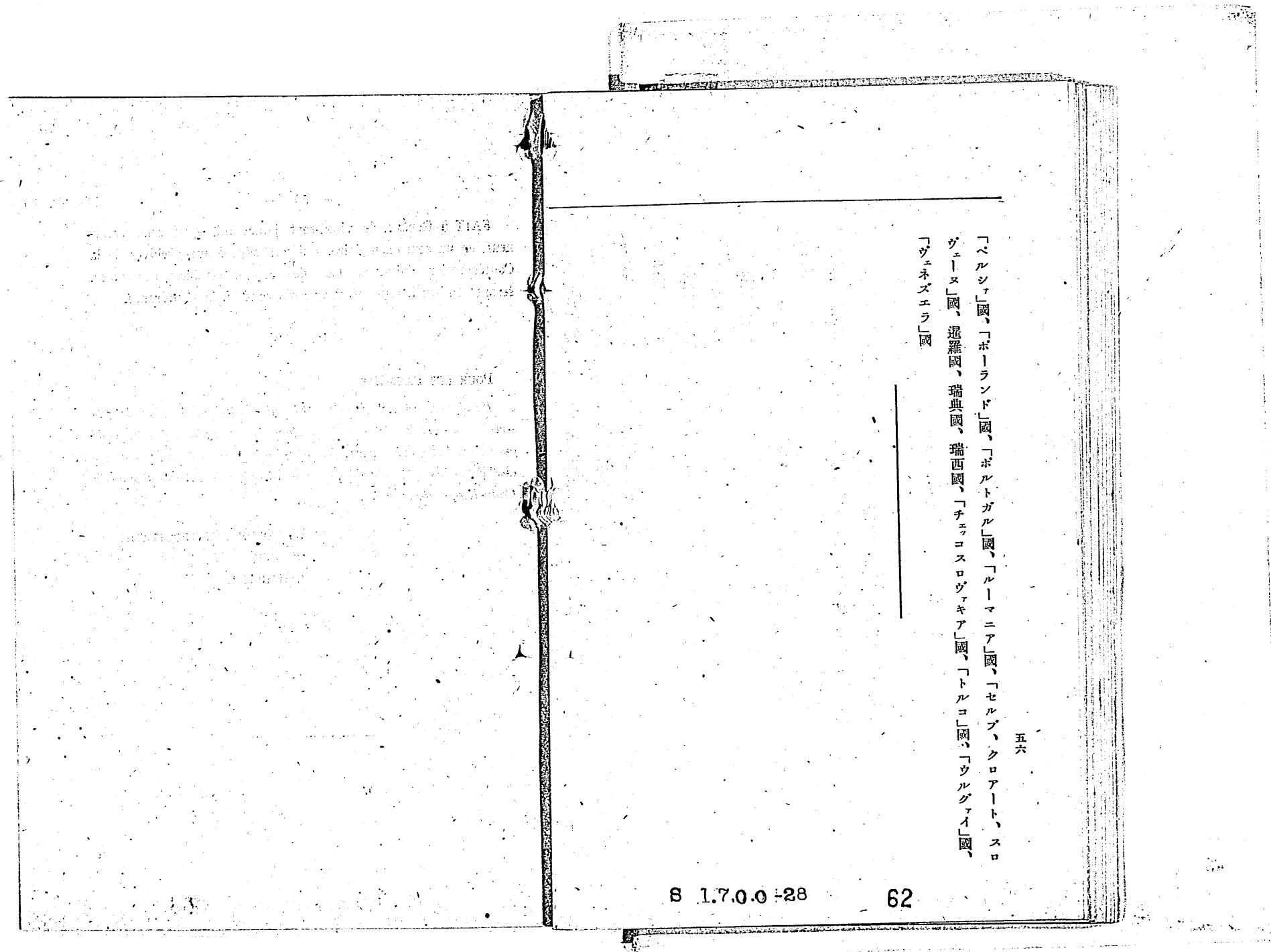
五五

S 1.7.0.0 -28

61

S 1.7.0.0 -28

60



REEL No. A-1090

0049

アジア歴史資料センター